

飛驒市告示第 67 号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり平成21年第2回
飛驒市議会臨時議会を招集する。

平成21年5月19日

飛驒市長 井上久則

記

- 1 日時 平成21年5月28日(木) 午前10時00分
- 2 場所 飛驒市役所 議事堂

本日の会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例等の一部を改正する条例)
日程第4	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(平成20年度飛騨市一般会計補正予算(専決第2号))
日程第5	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成20年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算(専決第1号))
日程第6	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(平成21年度飛騨市一般会計補正予算(専決第1号))
日程第7	議案第61号	飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
日程第8	議案第62号	飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9	議案第63号	飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第64号	飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第65号	飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○出席議員(17名)

1番	後福菅	藤田沼	和武明	正彦彦
2番	菅内	海辺下	良明	彦郎
3番	堀	下下	真忠	子次
4番	森	原	邦輝	男子
5番	木	藤	幸寬	治男
6番	高	木	茂博	徳子
7番	斎	谷	直寛	文彦
8番	天	山	隆	一司
9番	葛	下	美	子
10番	桑	田		
11番	山	田		
12番	深	田		
13番	池	田		
14番	石	田		
15番	籠	山		
16番				
17番				

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職指名

市長	井白松	上川	久修	則平
副市長	中藤	葉	広義	正一
教育長	中岩	畑井	秀泰	昌夫
総務部長	小中	塚屋	雅誠	信一
財政課長	田中	中	正国	勇志
会計管理者	中三	矢嶋	眞弘	則一
教育委員会事務局長	後森	輪藤	晴	志男
企画部長		本		
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
商工観光部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	谷竹	口原	富美	之香
書記				

(開会 午前10時00分)

開会

議長(齋藤輝治)

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。なお、代表監査委員、福田幸博君が欠席であります。

それではただ今から、平成21年第2回飛騨市議会臨時会を開会いたします。なお、広報取材のため写真撮影の許可願いが提出されておりこれを許可します。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(齋藤輝治)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番、後藤和正君、2番、福田武彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(齋藤輝治)

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日5月28日、1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

議長(齋藤輝治)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月28日、1日限りと決定いたしました。

それではここで市長より、今臨時会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(齋藤輝治)

市長、井上久則君。

(市長、井上久則君、登壇)

市長(井上久則)

皆さんおはようございます。本日は、第2回飛騨市議会臨時会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。案件の説明をする前に、2点ほど報告をさせていただきたいと思っております。

皆様方に変な心配をおかけしました新型インフルエンザの件でございますが、全国では350人を超す感染が見られたわけでございますが、ありがたい話で、岐阜県内、当然飛騨市もでございますが感染者が出なかったということで、これからは終息に向かうのではないかなというふうに思っております。このことによりまして、

各小中学校の修学旅行等々に大変ご迷惑をおかけしましたが、安全側の対応ということでございまして、今年の内には、延期をしたところにつきましては実施をする旨進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひますし、対策本部につきましては、万全を期してまいりたいということで、引き続き本部は設置しておきたいということでございまして、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

もう1点は、今、庁舎の前に建っております図書館と複合施設でございますが、この名称を、前に建っております庁舎の名前をそのまま使わせていただきまして、飛騨市役所西庁舎という形で今後運営をさせていただきたいと思っております。その中に図書館が入っているということでございまして、よろしくお願ひしたいと思ひますが、この6月7日に市民の皆様に向けての内覧会をさせていただきたいと。その後、6月15日からは教育委員会がこの施設の2階に移りまして、こちらで事務が始まるということでございまして、オープンは予定どおり7月5日ということで、今進めておりますのでよろしくお願ひを申し上げたいと思ひます。

それでは、今臨時会に提案をいたします。案件につきましてご説明を申し上げます。今回は、承認案件が4件、固定資産評価委員の交代に伴う選任同意案件が1件、条例改正にかかるものが4件の合計9件であります。まず承認案件につきましては、飛騨市税条例の改正に関する専決処分の承認、並びに平成20年度一般会計および後期高齢者医療特別会計補正予算、平成21年度一般会計補正予算にかかる専決処分の承認を求める案件の4件であります。人事案件につきましては、職員の異動により、飛騨市固定資産評価委員の選任同意を求めるものであります。残る4件の条例改正案件は、平成21年5月1日の人事院勧告に基づき、平成21年6月期の期末勤勉手当支給月額月数を、暫定的に引き下げるものにかかる関係案件でありまして、基準日の6月1日までに行う必要があり、上程をさせていただくものでございます。

以上、上程いたしました案件につきましてよろしくご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(市長、井上久則、着席)

議長(齋藤輝治)

以上で市長の説明を終わります。

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(飛騨市税条例等の一部を改正する条例)

議長(齋藤輝治)

日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、飛騨市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。本案について説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

（総務部長、中畑広一君、登壇）

総務部長（中畑広一）

おはようございます。では、承認第2号についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日別紙のとおり専決処分したので、同項第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。改正理由は、地方税法等上位法の改正に伴う改正であります。

次ページをお願いします。専決第3号、専決処分書。飛騨市税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条の第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

次ページをお願いします。飛騨市税条例等の一部を改正する条例。今回の改正は、同一の条項について施行日を異ならせ、段階的に改正するため2段階方式と呼ばれる手法により改正したものであります。改正条文につきましては、1ページから10ページまでのとおりであります。

その後に新旧対照表を載せておりますが、資料として改正の要旨を添付しております。説明につきましては、飛騨市税条例等の一部を改正する条例要旨にて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。今回の改正につきましては、地方税法等上位法の改正に伴い、国から示された準則に従って改正をしたものであります。

はじめに、個人住民税に関してでございます。昨年9月の「リーマンショック」以降の世界経済の減速に伴い、日本の景気が非常に厳しくなっていることから、「生活対策」面における項目が主要な項目となっております。個人市民税関係につきましては4つございまして、1は後ほど説明させていただきます。

2についてですけれども、「住宅ローン減税」の拡充であります。現在実施している個人住民税の「住宅ローン減税」は、税源移譲前後に納税者の負担に変更が生じないようにするために税源移譲前に入居した、平成18年までに入居した者のみを対象とした経過措置的なものであり、政策的な減税ではなく、本来は所得税で控除していたところを税源移譲により住民税においても控除することとなったものであります。なお、この措置による減収については、全額国費より補てんされています。

今回の税制改正においては、現下の経済状況を踏まえ、住宅投資を活性化するため、平成21年から平成25年までに入居した方を対象に、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を、個人住民税から控除する制度を最大9万7,500円を限度に導入することとされました。また、措置においても、経過措置と同様に減収額については、減収補てん特例交付金により全額補てんされることとなっております。

次に3についてですが、土地税制の拡充として、土地等に係る長期譲渡所得については、個人住民税は5%の分離課税とすることとなっております。この特例として、良好

な環境を備えた住宅・宅地整備の促進や公共用地の確保のため、優良住宅地の造成等のための譲渡に係るものについては、平成21年度まで軽減税率を適用することとなっておりますが、この適用期間を平成26年度まで延長するものであります。

次に4についてでございますが、昨年秋以降の景気の急激な悪化により株価も大きく下落しており、そうした現下の金融経済環境に鑑み、金融市場を活性化させる観点から、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当および譲渡益について、10%の軽減税率の適用期間を1年間延長するものであります。

戻りまして、1についてでございますが、平成21年10月から個人住民税の公的年金からの特別徴収が改正されることに伴う改正であり、公的年金からの特別徴収の対象となる税額は、当該年金所得にかかる所得割額等のみとし、年金以外の給与や事業所得がある場合については、従前どおりの方法により納付していただくというものであります。従って、徴収額等には変わりはありません。

続いて固定資産税についてでございます。1については、地域医療の崩壊など医療を取り巻く環境が一段と厳しくなっている昨今、国民の医療に関する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立を目指し、救急医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療等を実施する、都道府県知事の認定を受けた社会医療法人が当該業務に使用する固定資産について、非課税とする措置を講ずるものであります。

次に2については、平成21年度の評価替えに当たり、負担水準が一定割合以上の土地については、前年度課税標準額を引き下げ又は据え置きとし、負担水準が一定割合未満の土地については、原則として、前年度の課税標準額に当該年度の評価額の5%を加算するとして平成20年度までの仕組みを継続することとします。また、据置年度においても、評価額を下落修正できる特例措置を継続することとします。

次に2ページの裏面ですけれども、特別土地保有税についてであります。特別土地保有税の課税に際し、平成18年1月1日から平成21年3月31日までの間に取得された宅地評価土地に対しては、不動産取得税の課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額に課する、とする特例措置が設けられていましたが、この期限を平成24年3月31日までの間に取得されたものと、特例期間を延長するものであります。

7ページへお戻りいただきたいと思えます。条例の附則でございますが、附則を改正するための条文を第3条として掲げております。

8ページにつきましては、附則としまして、施行期日、第1条、この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。として、規定により施行期日が異なるものであります。第2条、第3条として経過措置を掲げておりますが、説明は割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

(総務部長、中畑広一、着席)

議長（齋藤輝治）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

17番、籠山恵美子君。

17番（籠山恵美子）

今の資料による説明で、もう少し詳しく知りたいのですが、1番の個人住民税関係ですね。公的年金所得と特別徴収対象の年金所得者の公的年金所得にかかる所得割額等とするということですがけれども、もう少し具体例で教えていただくと。実際、負担が軽くなるのか、重くなるのか、教えてください。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

総務部長（中畑広一）

お答えします。まず、負担が重くなるのか、軽くなるのかということでございます。これにつきましては、納税の方法が変わるだけで、税の徴収金額そのものについては変更ございません。そして、具体的な徴収方法でございます。従来形につきましては、今まで6月、8月、10月、1月ということで、それぞれ4分の1ずつ納付書で納めていただいております。それを、今年の10月ですけども、特別徴収の改正は平成21年10月支給分の年金からとなりますということで、そのため21年の税額の半分については、平成21年6月および8月の普通徴収により納めていただくこととなります。従って、給与や年金以外の所得にかかる個人住民税については従来どおりの方法で納めていただくこととなります。以上であります。

議長（齋藤輝治）

他に質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、承認第2号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって、承認第2号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

討論なしと認めます。それでは、討論を終結し採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、飛騨市税条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年飛騨市一般会計補正予算（専決第2号））

議長（齋藤輝治）

日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度飛騨市一般会計補正予算、専決第2号を議題といたします。

本案について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

（総務部長、中畑広一、登壇）

総務部長（中畑広一）

承認第3号についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年3月31日、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

次ページをお願いします。専決第4号、専決処分書、平成20年度飛騨市一般会計補正予算、専決第2号について地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。次ページから予算書になっております。

平成20年度飛騨市一般会計補正予算、専決第2号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億982万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ199億8,321万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加、変更は、第2表、繰越明許費補正による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正による。

次ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算補正でございますが、9ページ以降の自己別明細書で歳入歳出の項目ごとに説明をするために本表の説明を省略して5ページをお願いしたいと思います。

第2条、繰越明許費補正についてでございます。追加分として、事業名を言いますと古川小学校外周道路拡幅事業。これにつきましては、県道の拡幅協議に調整するために不足の日時を要したためでございます。次の、古川都市計画区域用途地域変更委託事業でございます。これにつきましては、用途地域の変更について県が作成します、岐阜県都市計画区域マスタープランとの調整が必要となったためでございます。3番目と4番目でございますが、古川西小学校耐力度調査委託事業と古川中学校北舎耐力度調査委託事業でございます。いずれも、コンクリートコア抜きの騒音が予想されるために春休みを利用して実施する必要があるためということでございます。神岡町給食センター等設計委託事業でございますが、機器の熱源選択に時間を要し確認申請書の構造計算に不足の日時を要したためでございます。

変更分として、市単道路新設改良事業でございます。これにつきましては、市道上天神町線他用地測量委託と古川小学校外周道路拡幅事業でございますけれども、いずれも県道拡幅の協議に日時が必要となったためでございます。まちづくり交付金事業につきましては、市道大平延長線道路改良でございます。側溝工事要望がございまして地元との調整に日時を要したためでございます。

次ページをお願いします。第3表の地方債の補正でございますが、これについては事業費が確定したことによる限度額の変更でございます。詳細につきましては市債の欄で説明させていただきますのでよろしくをお願いします。

9ページをお願いしたいと思います。歳入でございます。歳入につきましては、02款の地方譲与税からでございます。それぞれ収入金額ならびに当該年度の事業費の確定によるものでございます。次のページをお願いしたいと思います。

11ページでございますけれども、国庫支出金につきましては、同じくそれぞれ01の民生費国庫補助金から12の総務費国庫補助金まででございますけれども、当該年度事業費確定による減でございます。まちづくり交付金事業につきましては、中程の国の二次補正の神中の北舎の分でございます。次のページをお願いしたいと思います。

15の県支出金の県補助金につきましては、振興補助金のそれぞれの確定によるものでございます。

17の寄付金でございます。寄付金につきましては、15件分寄付金を頂きました。福祉事業寄付金でございます。

21の市債につきましては、土木債、001の公営住宅建設事業債ならびに002の公営住宅建設事業債につきましては、一財で調整したものでございます。

次のページの歳出でございます。歳出の総務費の14の定額給付金給付費でございますけれども、当該年度事業費確定による調整でございます。

次のページ、民生費でございますけれども、民生費につきましては社会福祉総務費、福祉事業基金積立金で寄付金収入15件分を積み立てております。その下の、真ん中にあります子育て応援特別手当給付費につきましても、当該年度事業費確定による調整で

ございます。

次のページをお願いしたいと思います。16ページでございます。中程の土木費でございます。土木費につきましては、道路維持費で市道除雪委託料がございますけれども、事業量の確定による調整でございます。その下の、都市計画総務費でございます。これにつきましては、委託料がございますけれどもこれの中身につきましては、アスベストの調査、市内21施設の分の差金の分と、都市計画基礎調査の入札差金の分でございます。

次のページのまちづくり整備事業費でございます。これにつきましては、中程に公有財産購入費がございます。減額になっておりますけれども、神岡町エスラインの用地単価の下落によるものでございます。一番下でございます。補償、補填および賠償金でございます。物件移転補償費でございますが減額でございます。西小通学線の電柱移転の本数の減によるものでございます。

18ページをお願いしたいと思います。10款の教育費、03の図書館費でございます。庁舎・図書館複合施設整備工事の減額でございますけれども、3月の議会で請負契約の変更をお願いしたところでございますけれども、本体工事ならびに備品等に減額を生じたため減額するものでございます。

公債費につきましては、事業費の確定、財源調整によるものでございます。以上で説明を終わります。

(総務部長、中畑広一、着席)

議長(齋藤輝治)

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(齋藤輝治)

12番、桑山茂子君。

12番(桑山茂子)

12番です。17ページですけれども、私も少し記憶がないのでお聞きしたいと思いますが、公有財産購入費、土地購入費。今の説明ですと、エスラインの用地単価の下落によるということだったんですが、これは、いつ、いくらで、どれだけで購入されたのか、広さも教えていただきたいと思いますが。

議長(齋藤輝治)

はい。答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(齋藤輝治)

総務部長、中畑広一君。

総務部長(中畑広一)

お答えします。時期につきましては、後ほどお答えしたいと思います。面積は91

2.99㎡で、㎡単価が2万1,500円でございます。総面積と購入契約時期につきましては、早急に調べまして後ほどお答えしたいと思います。

議長（齋藤輝治）

他に、質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

8番、高原邦子君。

8番（高原邦子）

8番、高原です。5ページで、西小学校耐力度調査、古川中学校北舎耐力度調査とありますけれども、耐える力、どのようなものの調査なのでしょう。耐震とかそういうのでしたら、地震とかですが、どういうことを想定とした調査なのでしょう。かご説明をお願いいたします。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

副市長、白川修平君。

副市長（白川修平）

古川中学校、古川西小学校につきましては、建設年度が昭和42年度でしたか43年度以前ということで、現計画の中では建て替えをしなければいけないということでございます。その中で、耐力度試験をしまして4,500点以下の指標が出ますと、国庫補助対象になるということでございますので、そうした検査をいたしまして今後の補助に乗れるかどうか、また、どのような形で改築を進めていくかということを決定するための資料でございます。

議長（齋藤輝治）

他に質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

17番、籠山恵美子君。

17番（籠山恵美子）

今回1回きりですけど、定額給付金の給付がなされまして全体として、市としての作業ですね、滞りなくできたのか、あるいはこういう問題が残ったのかということも含めて市としての総括をお願いします。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

企画部長、小屋雅信君。

企画部長（小屋雅信）

ただ今の質問にお答えさせていただきます。流れといたしましては、飛騨市ではかなり早めに準備をさせていただきまして、3月16日に申請書を発送しまして、18日から受付を開始、3月27日に第1回の振り込みをさせていただきました。これにつきましては、県内でも早い部類に入っております。その後、年度が変わりましたけれども職員体制につきましては、いずれも全員兼務体制で、振興事務所含めまして臨時も含めて約18名の体制で向かっております。日々の業務を日頃やりながら、夕方から始めるという体制で頑張っていたいただきました。そのおかげを持ちまして、現在定額給付金につきましては全体で9,432件ですが、その内9,003件まで決定済みで95.5パーセントまで処理が進んでおります。子育てにつきましては、389件で382件まで決定済みで98パーセント処理が進んでおります。個々のトラブル等につきましては、質問はかなりございましたが、それぞれ丁寧に説明をいたしましてご理解をいただいております。今後につきましては、1件1件処理。これは2月1日基準に絡めまして、転出・転入で住民票の関係が浮いていて届出がまだなされないもの、あるいは個人個人の理由によるもの等がございますので、6月入りしましたら個別に再度案内を差し上げまして、再度申請をしていただくように促したいというふうに考えております。以上でございます。

議長（齋藤輝治）

他に質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

16番、石田隆司君。

16番（石田隆司）

土木費の中で、第二次のアスベスト除去の調査委託料が決定でマイナスになっています。この調査の結果、市内にどのくらい対象があったのか、そして対象による除去をすべて済ましてあるのか、何カ所くらいであったのか確認をお願いいたします。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

総務部長（中畑広一）

お答えします。ただ今の件につきましても、結果を聞きまして後ほど資料を取り寄せますので、時間を頂きたいと思っております。

議長（齋藤輝治）

他に質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、承認第3号につきましては委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって承認第3号につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

討論なしと認めます。それでは、討論を終結し採決をいたします。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

16番（石田隆司）

《議事進行についての発言あり。（未回答事項について指摘）》

休憩

議長（齋藤輝治）

ここで10時45分まで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午前10時34分 再開 午前10時41分 ）

再開

議長（齋藤輝治）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

総務部長（中畑広一）

大変お待たせいたしました。先ほどの質問にお答えします。土地の関係でございます。12番の桑山議員さんの問いでございますけれども、契約日が21年2月3日でございます。契約金額が1,962万9,285円でございます。

続きまして、16番の石田議員さんからのアスベスト調査の件でございます。2件確認がされまして、その場所につきましては、神岡町の福祉会館3階の会議室部分と旧神

岡東小学校体育館天井裏でございます。材質でございますけれども、調査の結果、^{ひびきんせい}非飛散性ということでございまして、今後の撤去工事につきましては現在検討中でございます。以上であります。

議長（齋藤輝治）

以上でよろしいでしょうか。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度飛騨市一般会計補正予算、専決第2号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号））

議長（齋藤輝治）

日程第5、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算、専決第1号を議題といたします。

本案について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

（総務部長、中畑広一、登壇）

総務部長（中畑広一）

承認第4号について、ご説明をいたします。地方自治法第179条第1項の規定により平成21年3月31日、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

次ページをお願いします。専決第5号、専決処分書、平成20年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算、専決第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

次ページをお願いします。平成20年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算、専決第1号は次に定めるところによる。繰越明許費の補正。第1条、繰越明許費の追加は第1表繰越明許費補正による。

次ページをお願いします。第1表、繰越明許費補正についてでございます。追加分と

して総務費の徴収費でございまして、事業名が保険料軽減等システム改修事業でございます。これにつきましては、国の制度改正によりまして年次処理に合わせてシステム改修をする必要が生じたためでございます。消耗品と電算の分でございます。以上で説明を終わります。

(総務部長、中畑広一、着席)

議長(齋藤輝治)

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」との声あり。)

議長(齋藤輝治)

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、承認第4号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

議長(齋藤輝治)

異議なしと認めます。よって承認第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」との声あり。)

議長(齋藤輝治)

討論なしと認めます。それでは討論を終結し採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

議長(齋藤輝治)

異議なしと認めます。よって承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成20年度飛騨市後期高齢者医療特別会計補正予算、専決第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度飛騨市一般会計補正予算(専決第1号))

議長(齋藤輝治)

日程第6、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度飛騨市一般会計補正予算、専決第1号を議題といたします。本案について説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(齋藤輝治)

総務部長、中畑広一君。

(総務部長、中畑広一、登壇)

総務部長（中畑広一）

では、承認第5号についてご説明を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年4月15日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

次ページをお願いします。専決第6号専決処分書、平成21年度飛騨市一般会計補正予算、専決第1号について地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

次ページから予算書になっております。平成21年度、飛騨市一般会計補正予算専決第1号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,367万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171億9,367万2,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次ページをお願いします。第1表の歳入歳出予算補正につきましては、4ページ以降の事項別明細書で歳入歳出の項目ごとに説明のため本表の説明を省略させていただきまして、4ページをお願いしたいと思います。

2の歳入についてですが、01款の市税でございます。軽自動車税、調定額確定による調整でございます。14款の国庫支出金の子育て応援特別手当交付金につきましては、本年度の事業費分でございます。それを予算化したものでございます。国の予算に基づくものであります。

次のページ、歳出でございます。3の歳出、民生費、児童福祉費でございます。205の訴訟提起等委託料でございます。増島保育園裁判のためによるものでございます。その下の、子育て応援特別手当につきましては本年度事業費分予算化の分でございます。次の5款の労働費でございます。これにつきましては、13の委託料でございます。調査委託料でございますけれども、民有林の害虫被害調査と農振地域の調査分でございます。14の使用料および賃借料につきましては、市道の自動車借上料、軽トラのレンタル料でございます。戻りまして、07の賃金でございます。事務員としては、地籍調査が1人、労務員が市道・林道整備が4人で不法投棄のパトロールに2人分でございます。18の備品購入費につきましては、機械器具購入費で草刈り機械等の購入でございます。以上で説明を終わります。

（総務部長、中畑広一、着席）

議長（齋藤輝治）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

17番、籠山恵美子君。

17番（籠山恵美子）

今の労働費ですけれども、名目はこの名の字のとおり緊急雇用創出事業費となっておりますが、今の説明だけでは民有林、農地、市道の調査。そこに新たな雇用をしてこの事業に見合った事業をするということなののでしょうか。今の説明だけでは、この補助金にふさわしいのか判断できません。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

商工観光部長、中嶋国則君。

商工観光部長（中嶋国則）

今のご質問にお答えします。ご承知のように、世界的な金融不安に端を發しました景気の急速な悪化ということに伴い、離職を余儀なくされた非正規等の労働者に、一時的なつなぎ就労の機会を提供するというのが目的でございます。当市におきましては市の直接雇用事業として、ただいま総務部長から説明しましたように市道等の周辺環境整備。具体的に言いますと、草刈りであるとか土砂上げ、そういったことに4名。それから不法投棄・監視パトロール員として2名、地籍調査データ移動整理の事業に1名ということで、合計7名を雇用いたしました。また、委託事業といたしましては、森林病害虫の被害調査、農振地域管理図表整備の2事業で5名と、合わせまして12名の雇用ということになるかと思えます。直接雇用事業につきましては、すでに5月11日から雇用いたしまして、事業を進めているところでございます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

17番、籠山恵美子君。

17番（籠山恵美子）

雇用期間はどれくらいですか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

商工観光部長、中嶋国則君。

商工観光部長（中嶋国則）

原則6カ月という短期雇用でございます。

議長（齋藤輝治）

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

8番、高原邦子君。

8 番（高原邦子）

8 番、高原です。自動車借上料、これは軽トラと言われましたがこれも 6 カ月の借り上げ料なのでしょうか。何台でしょうか。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

商工観光部長、中嶋国則君。

商工観光部長（中嶋国則）

6 カ月のレンタルでございます。軽トラック 3 台でございます。

議長（齋藤輝治）

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第 5 号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって承認第 5 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し採決をいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 21 年度飛騨市一般会計補正予算専決第 1 号は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 7 議案第 61 号 飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議長（齋藤輝治）

日程第 7、議案第 61 号、飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。本案について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

市長、井上久則君。

（市長、井上久則、登壇）

市長（井上久則）

それでは議案第61号につきまして説明をさせていただきます。下記の者を飛騨市固定資産評価員に選任したいから、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。選任の同意を求める者、氏名、水上雅廣。生年月日、昭和33年11月12日、50歳。住所、飛騨市古川町南成町1番地15。提案理由でございますが、職員の人事異動に伴う改選でございます。略歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

（市長、井上久則、着席）

議長（齋藤輝治）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第61号につきましては委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第61号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第61号、飛騨市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては原案のとおり同意することに決しました。

休憩

ここで、暫時休憩といたします。再開を11時10分からといたしたいと思いますので、よろしく願いします。

(休憩 午前 午前 10 時 59 分 再開 午前 11 時 09 分)

再開

議長 (齋藤輝治)

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第 8 議案第 62 号 飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

議長 (齋藤輝治)

日程第 8、議案第 62 号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について説明を求めま
す。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長 (齋藤輝治)

総務部長、中畑広一君。

(総務部長、中畑広一、登壇)

総務部長 (中畑広一)

では、議案第 62 号についてご説明を申し上げます。飛騨市議会議員の議員報酬、費
用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案
理由、平成 21 年 6 月に支給する期末手当の支給率を暫定的に減ずる為の改正でありま
す。

2 枚めくってください。要旨にて説明をいたします。要旨でございますけれども、期
末手当の支給割合の暫定的引き下げということで、平成 21 年 5 月 1 日に出されました
人事院による特例措置としての勧告に鑑み、今年 6 月に支給する期末手当の支給月数を
下にありますように、現行が 2.125 でございますけれども、改正案といたしまして
1.925 ということで、差し引き 0.20 月を暫定的に引き下げるものでございます。
前ページの新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。

前へ戻ってください。条例でございますが、附則、この条例は公布の日から施行する。
以上であります。

(総務部長、中畑広一、着席)

議長 (齋藤輝治)

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長 (齋藤輝治)

17 番、籠山恵美子君。

17 番 (籠山恵美子)

この議案第62号は、この後に63号、64号、65号と連動しますので、最初にやりとりしたいと思います。人事院勧告による改正ということですが、この人事院勧告によるこういう給与体系の指標というものは、皆さんご存じのように民間、国民全体の給与体系の一つの指針とする、指標とするということになされていると思います。これまでですね、かつて公務員は民間の給与よりも低いという時代があったそうですが、それからだんだんと公務員の給与が上がってきまして、今では逆に公務員の給与と民間の給与に大きな格差が出来てしまいました。これまでも条例改正の中で、人事院勧告でわずかながらも期末手当だけでなく、本給も少しずつ上がるということがありまして、私達共産党市議団はですね、自分達の議員給与については賛否ありましたが、基本的に公務員の給与の引き上げについては反対してきませんでした。今回は逆に、期末手当の引き下げが出てきたということで、これは議員だけの議案だけではない、全体の問題と思って考えているのですが、市長、副市長でも良いです、市としては今回の、人事院勧告に対して、例えば職員組合からどういう要請、希望があった、あるいは民間とのボーナスの格差というものをどのように捉えて、実際に公務員の期末手当と民間のボーナスの格差がわかれば教えていただけますか。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

副市長、白川修平君。

副市長（白川修平）

お答えをいたします。今回の期末勤勉手当の引き下げにつきましては、当然、職員組合にお話をし、了解を頂いたというふうに思っております。

今回の人事院勧告につきましては、提案理由の中にもございますように、あくまでも人事院の中では暫定的な措置として勧告をされたものでございまして、夏頃には本答申ということで答申をされるんだらうと思っております。従いまして、この答申が出たときに6月、12月の期末勤勉手当につきましては、当然、本則の改正という手続きを踏むわけでございますが、今回12月でそうした措置を1回でやってしまいますと、大変な影響が出るということで、暫定的な改正ということで提案をさせていただいたものでございます。

職員の給与等の件につきましては、今回に関わるところのご質問でございますので、お答えをいたしますが、国の給与制度のあり方につきましては、国の中でも現在議論をされております。人事院勧告につきましても、特に都会の大きい企業を中心にした給与水準の調整に基づきまして答申をされておるということでございまして、これが地方と都市部との格差が汎用されていないというような現状もございます。そうした中で、国家公務員の給与につきましても勤務地によりまして、現在、調整手当というような形で

暫定的に調整をされておる訳でございますが、将来にわたりましては、それぞれの地域よっての格差が生じてくるんだろうというふうに思っています。これが、現在の民間の給与水準と公務員との給与水準の比較ということになるわけでございますので、特に飛騨市のような大きな企業が少ない所につきましては、籠山議員ご指摘のとおり、公務員の給与の方が高いというような実態があるということも、その通りだろうというふう
に存じております。ただ本市の場合、人事院会を持っていない、公平委員会しか持って
いませんので、給与水準等につきましては、市単独で調査を行いまして給与水準をかまう
というような状況にはございません。従いまして、国家公務員の給与体系の変更に合わ
せまして、かまっていかなければいけないということは考えております。ただ、総額
的な見直しにつきましては、今年度、第二次行政改革大綱の見直しに入っております
のでそうしたことにも踏み込むのか踏み込まないのか、今後の課題として思っており
ますのでご承知おきを賜りたいと思っております。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(齋藤輝治)

総務部長、中畑広一君。

総務部長(中畑広一)

先ほどのご質問の中で、民間との比較ということでございました。調査によりますと、
全国の2,700社を対象に特別調査をしたということで、回答率75.6%でありま
して、その中で具体的な金額は出ておりませんが、調査対象全企業従業員ベー
スで見た対前年増減率は13.2%の減でございます。以上であります。

議長(齋藤輝治)

他に質疑はありませんか。

(「なし」との声あり。)

議長(齋藤輝治)

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案
第62号につきましては委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ござ
い
ませんか。

(「異議なし」との声あり。)

議長(齋藤輝治)

異議なしと認めます。よって議案第62号については委員会付託を省略することに決
定いたしました。これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」との声あり。)

議長(齋藤輝治)

討論なしと認めます。それでは討論を終結し採決をいたします。本案は原案のとおり
決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり。)

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第62号、飛騨市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第63号 飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（齋藤輝治）

続きまして、日程第9、議案第63号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

（総務部長、中畑広一、登壇）

総務部長（中畑広一）

議案第63号についてご説明をさせていただきます。飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由、平成21年6月に支給する期末手当の支給率を暫定的に減ずる為の改正でありまして、先ほどございました議案62号と同様の改正であります。

次のページをお願いしたいと思います。条例でございます。飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。6、平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中の「100分の212.5」とあるのは「100分の192.5」とする。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

（総務部長、中畑広一、着席）

議長（齋藤輝治）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

12番、桑山茂子君。

12番（桑山茂子）

先ほど暫定と言われましたけれども、暫定ということは、またこの条例を変えるということになるのでしょうか。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

副市長、白川修平君。

副市長（白川修平）

一枚めくっていただきました、条例の附則中を省略したところでございますが、今回の条例改正は附則に次の1項を加えるということで、あくまで今回の6月支給に関しまして0.2カ月分を減ずるという暫定措置でございます。先ほど申し上げましたように、国家公務員に対します人事院の勧告そのものが、暫定的な措置として提出されたものでございます。これは夏に一度に提出されますと、既に支給しました6月の手当につきましても遡ってかまうということで、そうしたものを12月に一度に調整をするということに対しまして、混乱が生ずるというようなことも見極めた上での、暫定的な答申だというふうに理解をいたしています。従いまして、今回の改正はあくまでも暫定的なものでございまして、最終的な本則の改正につきましては夏の人事院勧告を受けまして、その後の議会で改正をさせていただく予定をしております。以上でございます。

議長（齋藤輝治）

他に質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第63号につきましては、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第63号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第63号、飛騨市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第64号 飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

議長（齋藤輝治）

続きまして日程第10、議案第64号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

（総務部長、中畑広一、登壇）

総務部長（中畑広一）

議案第64号についてご説明いたします。飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由、この理由につきましても前議案と同様の改正でございます。暫定的に減ずる為のものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例。飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。4、平成21年6月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については同項中の「100分の212.5」とあるのは「100分の192.5」とする。附則、この条例は、公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

（総務部長、中畑広一、着席）

議長（齋藤輝治）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

12番、桑山茂子君。

12番（桑山茂子）

この人事院の勧告ですけれども、県の人事委員会はですね今期は見送りということを知っておりますけれども、その後、県の人事委員会の態度、変更はありましたでしょうか。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

総務部長（中畑広一）

お答えいたします。岐阜県の場合は、凍結の措置を見送るということでその理由とし

ましては、すでに独自の給与減額措置を行っているということと、夏季一時金決定済みの民間事業が少ないということで、結論が出せないということで人事院勧告の提案でございまして、それに従って県はそういった判断をされたものです。従ってそれ以降12月につきましては、先ほど副市長が申したとおりでございまして新たな、調査結果が出たことで調査に基づいて判断されるものと思っております。以上であります。

議長（齋藤輝治）

他に質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第64号につきましては委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第64号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第64号、飛騨市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第65号 飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（齋藤輝治）

続きまして日程第11、議案第65号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案について説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

（総務部長、中畑広一、登壇）

総務部長（中畑広一）

議案65号についてご説明をいたします。飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例を別紙のとおり制定する。提案理由でございますが、前議案と同様の改正でございます。

2枚めくっていただきたいと思います。要旨で説明をさせていただきます。前3つの議案と少し異なる場合がございますので、職員につきましては、ここにありますように期末手当および勤勉手当の支給割合を暫定的に下げるということでございます。平成21年5月1日出された人事院による特例措置としての勧告に鑑み、今年6月に支給する期末手当および勤勉手当の支給月数を次のように暫定的に引き下げるということで、一般職員の場合は期末手当を1.40から1.25に、勤勉手当を0.75から0.70へ合計しまして1.95ということでも0.20月の減になります。特定幹部職員というのは管理職手当を受ける職員でございますけれども、同じようなかたちで期末手当については0.10減額、そして勤勉手当につきまして0.10ということでも合計0.20月を暫定的に引き下げるものがございます。前ページの新旧対照表は省略させていただきます、その前の条例をお願いしたいと思います。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で説明を終わります。

(総務部長、中畑広一、着席)

議長(齋藤輝治)

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

議長(齋藤輝治)

17番、籠山恵美子君。

17番(籠山恵美子)

市長に伺います。これも本給ではなく、期末手当の減額改正ということでもあります。本給にはさわっていないということなので、やや安心ということでもありますけれども、先ほど桑山議員が言った県の話は、既に県職員の本給の減額が10%ほど全職員の減額がありまして、さらに人事院勧告なので、やはり反発も多かったんだと思うのですが、それにしても飛騨市の場合も全体には給与も少なく、私達の立場で言えば公務員の生活も守ってやりたいという立場ですけれども、この期末手当、民間で言えばボーナスの格差。私も出来るだけ調べてみましたが、少なくとも古川町内では大手のアルプス薬品でも1カ月なんて出ないんです。去年は出なかったですね。そういう状態ですから、一般公務員のボーナス、期末手当は夏、冬合わせると約5カ月近くあります。その中で今回5分の1カ月、20%の削減ということで、私は人勧の上げ下げとは別に、飛騨市の市民全体の厳しい情勢から見ますと致し方ないかなと思っているのですが、市長としては、これまでの公務員の期末手当や本給等は人勧に合わせて上げるという時には、やはり民間もそれに合わせて上がってもらいたいということでも上げるわけですけれども、やはりそこには行政指導がしっかりなされてないものですから、どんどん民間と公務員の給与格差、ボーナス格差も広がってきてしまったと思います。これから、人事院勧告に合わ

せて民間にどういう行政指導をされていくのか、それと県のように今回、市長は人事院勧告、せめて一般職の人事院勧告についても流してしまえば流すことも出来たわけで、上程してきたわけですから、この辺の市長の見解をお聞かせください。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

市長、井上久則君。

市長（井上久則）

人事院勧告というのは、今副市長が述べましたように企業、そういった給料体系を参考にしながら毎年検討されて人事院勧告というものがあるというふうに理解しておりますが、確かに、都会と地方とは格差があるということを思っているところは一緒でございます。今後飛騨市の考え方としては、今まで人勤の勧告の通り実施をしてきたということで、今後も今の時点では人勤の勧告どおり実施をしてみたいというふうに思っております。ただ、今の飛騨市内の民間との格差につきましては、細かいところまで確認をしておりますが確かにあることは承知しております。そういったことで行政から民間企業に指導をするかということになりますと、少し難しいところがございますが、それに合わせて後は市の職員の給料をどうするかというようなことにも絡んでくると思いますが、今後市の中の給与体系等々がもしわかるのであれば、把握しながら今後の参考にしていきたいなというふうに思っております。今のところどうするかということにつきましては、未確定ということでご理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

17番、籠山恵美子君。

17番（籠山恵美子）

そうしますと、一般職の公務員の引き下げも、他の特別職、議員同様、致し方ないと、やはりこれはやるべきだと見解ですか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

市長、井上久則君。

市長（井上久則）

今までもそういった形で進めてきておる中で、上げる方だけを人勤に沿って、下げる方は人勤に沿わないというのは、今までの手法としては具合が悪いというふうに思っておりますので、あくまでも人勤に沿った形で進めていきたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

12番、桑山茂子君。

12番（桑山茂子）

私は、やはりこうやって職員の給与を下げるということは、本給ではなく手当ですけれども下げるといことは、地域経済における影響はとてもあると思うんですね。やはり公務員自身も財布のひもも締まってくるのではないかというふうに思います。この職員給与減額をしまして1人当たりになると額にしていくらなのか。そして全体としていくらなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

総務部長、中畑広一君。

総務部長（中畑広一）

ただ今の質問にお答えします。総額でお願いしたいと思いますけれども、職員だけでよろしいでしょうか。職員につきましては、総額で4,100万程です。実質の計算の仕方としましては12%程、先ほど13.何%とかと言いましたけれども実質的にはいろんな手当等ございますので平均0.1、2カ月。例えば30万円給料をもらっている方でしたら3万6,000円という形に置き換えてもよろしいかと思ます。以上です。

議長（齋藤輝治）

よろしいですか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

12番、桑山茂子君。

12番（桑山茂子）

今年の当初予算書を見ますと、給料がだいたい四千何百万か減額になっています。内容については20人も辞められたということ、それから新しい方は7人だということ、そういうようなことで四千何百万の給与に対して減額になっていると思います。私は職員が20人も辞められた分、その分職員の方達が頑張ってみえるのだと思います。ですから私はこうやって下げるということは本当に一番下げてはいけない、始めに職員の給与だけはしっかりとっておかなければならない。それをまたこうやって人勧で下げるといことは、私は、飛騨市がにっちもさっちもいなくなった、給料もボーナスも下げて欲しい、そういうことならば納得できるのですが、やはり人勧だからということで下げるといこと、どのように考えてみえるでしょうか。

議長（齋藤輝治）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

副市長、白川修平君。

副市長（白川修平）

お答えいたします。人事院勧告と申しますのは、公務員の給料が適正な額を算出するのが人事院勧告だというふうに思っております。従いまして、適正な給与を算定するために民間会社を調査し、算出して勧告するものでございます。

先ほど籠山議員がおっしゃいましたように、民間企業の給料を上げるために人事院勧告をするわけではなくて、公務員の適正な給与水準を算定するのが人事院勧告だというふうに理解をいたしております。従いまして、地域経済に与える影響等というような考え方もあろうかと思えますけれども、もう一方では、当然一人一人の職員に適正な額の給与を支払うということも大切かというふうに思っています。言い換えますと、当然人事院勧告をされるということは、世間の相場がこの程度だということも含めて答申されるわけでございますので、それに合わせまして、期末勤勉手当を引き下げするというところでございますので、世間一般では多くの期末勤勉手当をもらってみえるのに公務員だけが下げるということでわけではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

12番、桑山茂子君。

12番（桑山茂子）

そういうことですが、この地域の手当を削減するということはですね、地域経済に対してやはり循環と言いますか冷え込みと言いますか、そういうふうになるのではないかと思うのですが、先ほどもプレミアム商品券ということで、市は15%の割り増しを付けました。こうやって内助を増やしていこうという時に、またこうやって下げるといことは、私は地域経済に対してかなり影響があるのではないかと思いますし、地域の賃金に対しても影響があると思うのですが、そういう点についてはどう思われますか。

（「議長」と呼ぶ声あり。）

議長（齋藤輝治）

副市長、白川修平君。

副市長（白川修平）

地域経済の活性化につきましては別の政策の中ですべきものでございまして、地域経済の為に職員の給料を世間の常識以上に支給するというのが、地域経済の活性化につながるということの良い政策だというふうには理解をいたしておりませんので、ご承

知を賜りたいと思います。

議長（齋藤輝治）

他に質疑はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第65号につきまして委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第65号については委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり。）

議長（齋藤輝治）

異議なしと認めます。よって議案第65号、飛騨市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

閉会

議長（齋藤輝治）

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。それでは本日の会議を閉じ平成21年第2回飛騨市議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

（ 閉会 午前11時43分 ）

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 齋藤 輝治

飛騨市議会議員（1番） 後藤 和正

飛騨市議会議員（2番） 福田 武彦